

旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業
事業者募集要項

令和 7 年 9 月

岡山市

— 目 次 —

1. はじめに	1
1.1. 事業の目的	1
1.2. 事業の名称	1
2. 事業区域に関する事項	2
2.1. 事業区域の位置	2
3. 募集内容	3
3.1. 募集概要	3
3.2. 募集条件	3
4. 応募資格	4
4.1. 参加資格要件	4
5. 応募手続き及び提案受付	5
5.1. 応募手続	5
5.1.1. スケジュール	5
5.1.2. 募集要項等に対する質問及び回答	5
5.2. 提案の受付	5
5.2.1. 提案書の受付	5
5.2.2. 提案書関係書類の作成にあたっての留意事項	6
6. 審査方法等	7
6.1. 選定委員会	7
6.1.1. 委員会の設置	7
6.1.2. 委員等への接触禁止	7
6.2. 選定基準	7
6.3. 提案内容に対するプレゼンテーション	7
6.4. 実施事業者の選定及び結果の公表	7
6.4.1. 実施事業者の選定	7
6.4.2. 審査結果の通知及び公表	7
6.5. 事業者の決定	8
6.6. 実施事業者の失格	8
7. その他留意事項	9
7.1. 募集要項の修正等	9
7.2. 本事業募集の凍結・中止	9
7.3. 著作権利用	9
7.4. 応募書類の取扱い及び情報公開	9
7.5. 損害賠償規定	9
7.6. 募集要項等の目的外利用の禁止等	9
7.7. 疑義を生じた場合の措置	9
7.8. 募集要項の各条項間、募集要項と質問回答間の矛盾等	9
8. 事務局（問合せ先）	9

1. はじめに

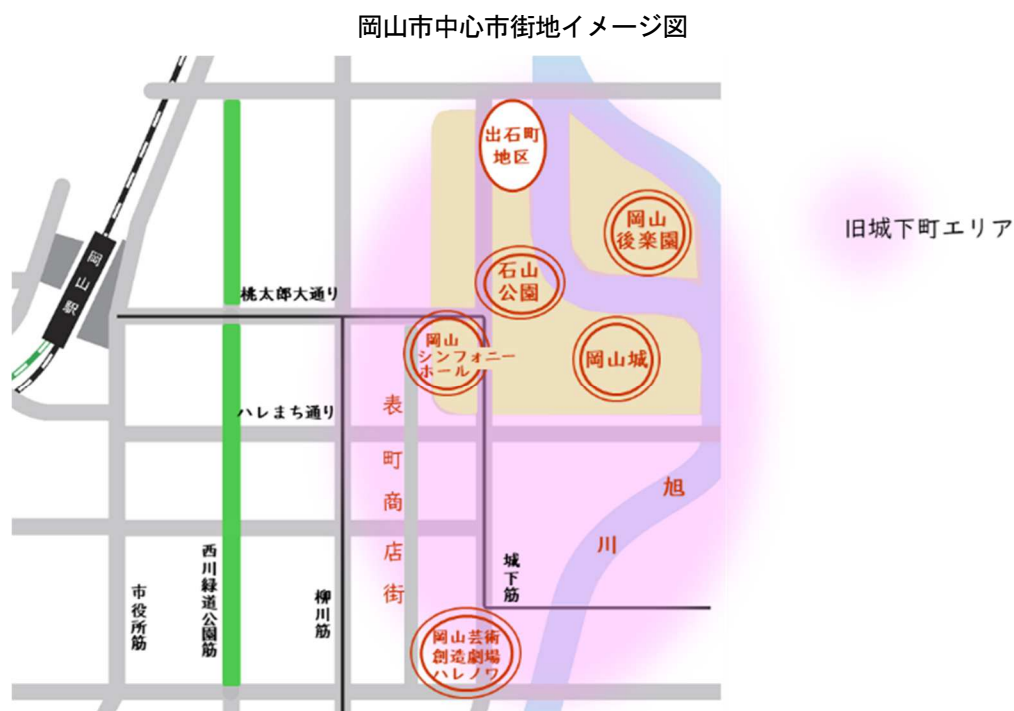
1.1. 事業の目的

岡山市（以下、市という。）では、旭川かわまちづくり計画に基づき、岡山城・岡山後楽園を中心とした岡山の歴史・文化が集積する旭川河畔において、観光客や市民の誰もが憩い、楽しめる水辺空間の魅力向上に取り組んでおり、都市部の貴重なオープンスペースとして賑わい創出や回遊性の向上に資する施策を推進している。

旭川右岸の出石町地区は、令和3年度に堤防の整備・拡幅工事により幅員約12mの歩行空間が完成したことから、令和5年度までの間、この堤防上の空間を活用したくつろぎの空間の演出やイベントの開催等、様々な賑わい創出の取組を実施してきた。

この度、これまでの取組が引き続き持続可能で、多様な利活用が促進される仕組みを検討し、旧城下町エリアのさらなる賑わい創出と回遊性の向上を図ることを目的に、出石町地区の堤防上の空間において、賑わい創出と回遊性向上に取り組む社会実験を実施する。

ついては、本社会実験の趣旨に賛同し、賑わい創出と回遊性向上に寄与する取組を実施する事業者を募集する。



1.2. 事業の名称

旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業（以下、本事業という。）

2.1. 事業区域の位置

旭川

延長約60m 幅員約3.5~4.0m

約76m 約9~11m

水道設備 (全75mm)

電気設備 (コンセント) 低圧50kw未満

石山公園

事業区域は着色箇所 です

- 2 -

3. 募集内容

3.1. 募集概要

旧城下町エリアを含む旭川河畔の賑わい創出と回遊性の向上に資する取組で、出石町地区の町並みや岡山後楽園などの旭川河畔の歴史・文化及び周囲の景観に配慮した施設・企画であること。広く子どもから大人まで、市民や観光客の誰もが憩い、楽しむことができるイベントの開催や日常的に訪れたいとなる取組などをご自由に提案してください。

3.2. 募集条件

(1) 事業期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）までのうち、事業者が希望する期間

（○月○日～△日、毎週水曜日、毎月第一日曜日、7月～8月の2ヶ月間など自由に提案可能）

※ただし、既に実施が決定しているイベントや地元行事等との調整が必要な場合がある。

(2) 実施時間

原則10時から17時までの間とするが、地元や関係機関等との協議により延長することも可能とする。

(3) 費用負担

本事業に係る施設及び器材の設置、終了後の原状回復並びに事業の運営等に関する費用は全て事業者負担とし、市は一切の費用を負担しない。なお、本社会実験に限り事業区域にかかる使用料はすべて免除とする。

(4) 事業区域の使用条件等

- ① 設置する店舗等の施設は移動可能な仮施設とし、営業時間外は原則、すべての施設を実施場所から撤去すること。ただし、施設を事業区域から撤去せず、その場に仮置きしたい場合は、施設を分解・折り畳む等し、保安措置を講じて1箇所に小さくまとめて置くこと等の条件を満たした上で、関係機関等と協議を行う必要があるため、別途申し出ること。
- ② 施設の設置にあたって、堤防上の空間は歩行者の動線を確保するとともに、緊急車両が通行できる連続した4m以上の幅員を確保した上で配置すること。また、堤防下の遊歩道は、歩行者が通行できる2m以上の幅員を確保した上で配置すること。
- ③ 事業者が設置する施設及び器材の搬入搬出や配置等については、市と調整すること。なお、市が工事に伴い設置した保安施設等について、事業者が施設の搬入搬出等で支障となる場合は、対応を市に相談のうえ市の指示に従うこと。
- ④ 事業区域は掘削しないこととし、舗装などにも工作物等を固着させないこと。
- ⑤ 本事業の実施期間中に、隣接する石山公園及び旭川烏城公園緑地等で市の工事が予定されているため、施設の搬出入や配置等について市と調整すること。
- ⑥ 市の工事の影響で、振動・騒音・埃などが発生することがある。
- ⑦ 事業区域内の水道及び電気設備（コンセント）は利用可能であるが、使用料については事業者で負担（事後精算）すること。
- ⑧ 事業区域内には利用可能な排水設備がないため、排水は持ち帰り適切に処理すること。
- ⑨ 事業区域を含む堤防上は、原則車両の進入及び駐車を禁止している。このため、資材等の搬出入を除き車両（提案によるキッチンカーは除く）の進入及び駐車はしないこと。
- ⑩ 事業区域を含む堤防下の遊歩道は、資材等の搬出入を除き原則車両の進入及び駐車を禁止し

ている。

- ⑫ 事業者は、自ら気象情報の収集を行い、岡山市内で大雨・洪水・暴風注意報のいずれかが発令された場合は、気象の変化に注意を払い、状況に応じて事業を中止できる準備を整えることとし、大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令された場合は、直ちに事業を中止すること。なお、これに係る費用は事業者負担とする。
- ⑬ 事業実施にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。また、事業区域での取り組み中は、原則として責任者は事業区域に常駐すること。
- ⑭ 周辺には住宅等が所在しているため、事業者は本事業の実施に際して、騒音、煙、匂い等により住環境に悪影響を及ぼすことがないように必要な対策を講じること。

(5) 実施状況の報告等

事業の実施・利用状況、その他の事業運営状況に係るデータを収集・整理するとともに、利用者の満足度等に関するアンケート調査を行い、今後の賑わい創出や回遊性向上に向けた課題整理及び改善に向けた提案を行うこと。報告は2回とし、令和9年3月末までに令和8年度の結果を、令和10年3月末までに令和9年度の結果と全体の総括を報告すること。

(6) その他

- ① 提案内容については、関係機関等との協議により、変更・改善を求めることがある。協議により取り決められた事項に反する行為が確認された時は、事業を延期又は中止することがある。
- ② 設置物や販売行為、イベント等に関して生じたトラブル（事故・苦情等）については、受託者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故等、重大なものについては速やかに市に報告するとともに対応について協議すること。
- ③ 事業区域の環境美化に努めるとともに、事業によって生じたゴミや周辺に放置されたゴミは、実施日の終了時毎に適切に自らの責任で廃棄すること。

4. 応募資格

4.1. 参加資格要件

- ① 法人格を有すること。なお、グループ（複数の企業・団体等の共同体のこと）での参加も認め、その場合には、グループの代表者が法人格を有していればよい。
- ② 書類提出時に市税を滞納していないこと。
- ③ 岡山市指名停止基準に基づく、指名停止を受けている者または指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者でないこと。
- ④ 提案に基づく営業に必要な許可及び資格等を有していること、もしくは営業開始までに必要な許可及び資格等が取得できる見込みがあること。
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていないこと。

5. 応募手続き及び提案受付

5.1. 応募手続

5.1.1. スケジュール

提案書の受付は、以下のスケジュールで行う。

事項	時期
募集要項の公表	令和7年9月18日（木）
提案書受付期間	令和7年9月18日（木）～10月21日（火）16時まで
質問事項受付期間	令和7年9月18日（木）～10月2日（木）16時まで
質問事項回答	令和7年10月8日（水）16時
提案内容のプレゼンテーション	令和7年10月29日（水）（予定）
実施事業者決定・通知・公表	令和7年11月上旬
基本協定の締結	実施事業者決定通知到達後、速やかに締結する

※上記のスケジュールは変更する場合がある。変更があった場合は、市のホームページで通達する。

5.1.2. 募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書を以下の要領で提出することができる。

(1) 受付期間

令和7年 9月18日（木）から令和7年10月2日（木）16時まで

(2) 提出方法

質問等は、質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、事務局に提出すること。件名には、「旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業者募集に関する質問」と記載すること。

(3) 提出先

事務局

(4) 回答期限

令和7年10月8日（水）16時までに回答する。

(5) 回答方法

市のホームページに掲載することとし、質問者に個別には連絡しない。

(6) 留意事項

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。

5.2. 提案の受付

5.2.1. 提案書の受付

提案書を以下の期間に受け付ける。

(1) 提出期間

令和7年 9月18日（木）から令和7年10月21日（火）16時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出書類及び提出方法

提案書の提出は、表-1の参加表明関係書類及び表-2の提案書関係書類を持参して行うこととし、郵送による受け付けは行わない。

(4) 提出部数

参加表明関係書類は1部提出し、提案書関係書類は10部(正本を1部、副本(正本のコピー)を9部)提出すること。副本(9部)は社名、代表者印のないものとする。

なお、提案書関係書類の内容を記録した電子データ(CD-R又はDVD-R)を一式提出すること。データのファイル形式は原則としてMicrosoft Word又はExcel(図面についてはPDFも可)を使用すること。

表-1 参加表明関係書類

提出書類		摘 要	様式
質問	1 質問書(電子メール送付の際の様式)		様式1
参加表明関係書類	2 参加資格確認申請書		様式2
	3 誓約書		様式3
	4 印鑑証明書	・募集要項の公表以降に取得したもの。	原本
	5 滞納無証明書 (法人の岡山市税)	・募集要項の公表以降に取得したもの。 ・準市内業者の方は、委任先等(市内の支店又は営業所等)の内容で取得してください。	原本
	6 滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	・募集要項の公表以降に取得したもの。 ・代表者が岡山市在住の場合のみ。	原本
	7 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・募集要項の公表以降に取得したもの。	原本
	8 財務諸表	・直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書	写し可

※ 詳細については様式集を参照すること。

※ ただし、応募者が参加資格確認申請書(様式2)の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登録されている場合は、上記4~8の書類は省略できます。

表-2 提案書関係書類

提出書類		様式
提案書関係書類	1 取組提案書	様式4 ※
	2 事業者が設置する施設等の姿がわかる図面、イメージパース図、イメージ写真などのいずれか	任意
	3 収支計画書	任意

※取組提案書は、様式4のほか、任意の様式で提出することもできる。ただし、様式4の内容を全て満たすものとする。

5.2.2. 提案書関係書類の作成にあたっての留意事項

- ・提案内容について関係機関等との協議が整わない場合などは、実施できない場合がある。このため、実施する提案事業の内容は代替案の計画も含め、市との協議により最終的に決定する。
- ・補足説明資料は、任意の様式で提出することができる。

6. 審査方法等

6.1. 選定委員会

6.1.1. 委員会の設置

市は、旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえて審査する。

6.1.2. 委員等への接触禁止

応募者が、募集要項の公表時から実施事業者の選定前までに、選定委員会の委員に対し、本募集に対して自己の提案が審査において有利な扱いを受けるように照会・接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

6.2. 選定基準

事業者選定の評価基準については、別紙「旭川河畔（出石町地区）賑わい創出事業 評価基準表」を参照すること。

6.3. 提案内容に対するプレゼンテーション

市及び選定委員会は、応募者に対し、提案内容に関するプレゼンテーションの場を設ける。説明は、提出された表-2の提案書関係書類のみで行い、追加の資料を使用した説明はできない。提案書関係書類と同じものに限り、パワーポイント等を使用した説明ができる。

なお、プレゼンテーションは令和7年10月29日（水）の開催を予定しており、詳細な時間、開催場所等については、提案書の受理後に連絡する。

6.4. 実施事業者の選定及び結果の公表

6.4.1. 実施事業者の選定

選定基準に規定する提案書の審査を選定委員会が行い、委員の平均得点が基準点に達した応募者を実施事業者として選定する。なお、実施事業者として複数の応募者を選定する場合がある。その場合、実施事業者間で取組の日程等を調整し、互いの取組が安全かつ円滑に実施できるよう協力すること。

6.4.2. 審査結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

審査結果は各応募者に通知する。通知時期は、令和7年11月上旬を予定している。

(2) 結果の公表

市は実施事業者の法人名の公表を行う。

なお、応募者は提案書を提出した日から、実施事業者の決定について市が公表する日までの間、応募した事実、提案内容等本事業に係る全ての事項について、応募者自らが公表することを禁止する。

(3) 結果についての問合せ

審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問合せには一切応じない。

6.5. 実施事業者の決定

実施事業者は、市からの通知後、速やかに市と基本協定を締結すること。実施事業者は、基本協定の締結に伴い設置・管理許可を受けることで、自らの提案内容に基づく事業を実施できる事業者となる。

ただし、提案内容の実施の可否は、市との協議により決定することとし、協議結果によっては、変更を加える場合がある。

6.6. 実施事業者の失格

実施事業者として決定するまでに、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「4 応募資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 応募者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥ 委員会で本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

7. その他留意事項

7.1. 募集要項の修正等

募集要項に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開する。

7.2. 本事業募集の凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等によるやむを得ない事情が生じた場合や新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合等においては、本募集を凍結し、または中止する場合がある。

7.3. 著作権利用

提出物の著作権は全て応募者が保有する。

なお、市は、これを提案書審査、市議会・報道機関への情報提供及び本市の広報媒体への掲載のために無償で 사용할ことができる。

7.4. 応募書類の取扱い及び情報公開

本募集に関して提出された参加表明関係書類及び提案書関係書類は、一切返却しない。

また、応募者から提出された資料等については、岡山市情報公開条例（平成12年市条例33号）の対象となり、同条例第5条各号に規定する事項（非開示情報）を除き、公開される場合がある。

7.5. 損害賠償規定

提案書作成、提案書提出及びその他これに関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせた場合、応募者が全て責任をもって対応することとし、市は一切これを補償しない。

7.6. 募集要項等の目的外利用の禁止等

市から提供された募集要項及び関連資料等は、本事業の提案書関係書類作成のために利用する以外は利用を認めない。

7.7. 疑義を生じた場合の措置

提案内容、基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこれらに定めのない事項については、市と実施事業者が協議の上定めるものとする。

7.8. 募集要項の各条項間、募集要項と質問回答間の矛盾等

誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各条項間あるいは募集要項と質問回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに市へ届け出ること。

8. 事務局（問合せ先）

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課 事業推進係

所在地：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

電話：086-803-1395 ファックス：086-803-1740 E-mail：teientoshi@city.okayama.jp

担当者：鴨井